

綾部市公共工事等電子入札運用基準

令和元年 5 月改正

目 次

第1条（趣旨）	1
第2条（定義）	1
第3条（利用者登録）	1
第4条（電子入札対象案件）	1
第5条（入札の中止等）	1
第6条（入札参加申請）	2
第7条（技術資料）	2
第8条（一般競争入札の入札参加資格確認通知書）	3
第9条（指名競争入札参加者の指名）	3
第10条（入札）	3
第11条（内訳書）	3
第12条（開札）	4
第13条（再入札）	4
第14条（落札決定通知）	4
第15条（公開検証機能における公開基準）	5
第16条（京都府入札情報公開システム上の取扱い）	5
第17条（入札参加者のＩＣカードの取扱い（代表者の権限の委任等））	5
第18条（書面による入札承諾の基準）	6
第19条（紙入札者の電子入札における取扱い）	6

参考資料

別記様式 入札参加申請取下届
入札辞退届
年間委任状
紙入札方式参加承諾願
入札書

綾部市公共工事等電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 綾部市が発注する建設工事及び測量等業務委託の一般競争入札及び指名競争入札を京都府が設置する京都府電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）を使用して行う場合（以下、「電子入札」という。）における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号。以下「規則」という。）、綾部市工事等競争入札心得、入札公告、入札通知書、その他入札条件を示した書面等に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約権者 規則第2条第9号に規定する者をいう。
- (2) 入札関係職員 契約権者が指定し、電子入札における当該案件の電子計算機操作を行う者をいう。
- (3) 提出 電子入札システムに入札参加者が発信する情報が記録されることをいう。
- (4) 通知 入札参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、入札関係職員が発信する情報が記録されることをいう。
- (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (6) 電子証明書 綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年綾部市規則第54号）第2条第2項第3号に規定する電子証明書をいう。
- (7) ICカード 入札参加者の電子証明書を格納したカードで、京都府が電子入札システムにおいて使用可能と認めた民間認証局の発行するものをいう。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、第6条の規定により入札参加申請書の提出をする前に、電子入札システムに電子入札参加に必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。

2 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札対象案件)

第4条 電子入札の対象案件は、入札の公告又は入札通知書において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

(入札の中止等)

第5条 公告日又は公示日以降において、入札の中止を入札関係職員から入札参加者に示された案件に対しては、入札手続を行ってはならない。

2 前項の案件に対して提出された書類等は無効とする。

(入札参加申請)

第6条 入札参加者は、一般競争入札及び公募型指名競争入札（以下「募集型競争入札」という。）の発注案件において、入札参加資格申請書又は入札参加申請書に電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して提出しなければならない。なお、入札公告等で技術資料の提出を求めたものはこれを含む。

2 入札参加申請の取下げを行うときは、入札参加申請取下届（別記様式取下届）を提出しなければならない。

(技術資料)

第7条 入札参加者は、入札公告等で技術資料の提出を求められた案件においては、次のいずれかのファイル形式で提出しなければならない。

- (1) doc 形式（Word2010 で読み取りが可能なものに限る。）
- (2) docx 形式（Word2010 で読み取りが可能なものに限る。）
- (3) xls 形式（Excel2010 で読み取りが可能なものに限る。）
- (4) xlsx 形式（Excel2010 で読み取りが可能なものに限る。）
- (5) pdf 形式（Adobe Reader 9 で読み取りが可能なものに限る。）
- (6) jpg 形式
- (7) gif 形式
- (8) その他入札関係職員が特に認めたファイル形式

2 技術資料として提出するファイルは、前項に定めるほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること
- (2) ファイルの名称が半角 70 文字を超えないものであること
- (3) コンピューターウイルス（以下「ウイルス」という。）に感染していないことを確認したものであること

3 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

4 入札参加者は、技術資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合には、原則としてこれを郵送するものとする。

5 前項の場合のほか、入札参加者は、入札関係職員がすべての電子入札による入札参加者に対して郵送を求めた場合は、これに従うものとする。

6 入札参加者が技術資料の郵送を行う場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムの併用は認めない。

7 前項の場合において、電子入札者は、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、電子入札システムにより、技術資料の代替として、資料を郵送する旨の表示、郵送する書類の目録、郵送する書類のページ数及び発送年月日を記載したファイルの送信を行うものとする。

8 入札関係職員及び入札参加者は、入札参加者から提出された技術資料へのウイルスの感染が判明し、入札関係職員からウイルスに感染している旨の連絡があった場合におい

ては、その再提出の方法について協議するものとする。

(一般競争入札の入札参加資格確認通知書)

第8条 一般競争入札に係る入札参加者の入札参加資格有無の通知は、入札関係職員が入札参加資格確認通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(指名競争入札参加者の指名)

第9条 指名競争入札参加者の指名は、入札関係職員が入札通知書（指名しない場合は非指名通知書）を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(入札)

第10条 入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、入札書記載金額の内訳書（以下「内訳書」という。）とともに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

2 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。

3 入札の辞退は、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は入札辞退届（別記様式辞退届）の提出により行わなければならない。なお、入札事務関係職員が必要であると認めて指示をした場合は、具体的理由を記載した入札辞退届を提出しなければならない。

4 入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨、契約権者に申告した場合においては、契約権者は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、契約権者が短時間での復旧は不可能であると判断したときは、複数の入札参加者が参加不能である状況に限り、契約権者は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行うことができる。

(1) 天災

(2) 広域的又は地域的な停電

(3) インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

(4) その他入札参加者に責めがない障害

5 入札関係職員側に障害が発生した場合においては、入札参加者は、入札関係職員が適宜の方法で連絡する指示に従うものとする。

6 入札締切の通知は、入札関係職員が、入札書受付締切予定日時以後、入札締切通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

7 入札締切予定日時を過ぎて入札書が電子入札サーバに未到達であり、かつ、入札参加者が第3項に規定する手続を行っていない場合においては、契約権者は、当該入札参加者が理由なく入札に参加しなかったものと見なし失格とする。

(内訳書)

第11条 入札参加者は、内訳書を次のいずれかのファイル形式で提出しなければならない。

(1) doc 形式（Word2010 で読み取りが可能なものに限る。）

(2) docx 形式（Word2010 で読み取りが可能なものに限る。）

(3) xls 形式（Excel2010 で読み取りが可能なものに限る。）

(4) xlsx 形式（Excel2010 で読み取りが可能なものに限る。）

(5) pdf 形式（Adobe Reader 9 で読み取りが可能なものに限る。）

- (6) jpg 形式
- (7) gif 形式
- (8) その他入札関係職員が特に認めたファイル形式

2 内訳書として提出するファイルは前項に定めるほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること
- (2) ファイルの名称が半角 70 文字を超えないものであること
- (3) ウィルスに感染していないことを確認したものであること

3 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

4 入札参加者は、内訳書の容量が総量で 2 メガバイトを超える場合には、原則としてこれを郵送するものとする。

5 前項の場合のほか、入札参加者は、入札関係職員がすべての電子入札による入札参加者に対して郵送を求めた場合は、これに従うものとする。

6 入札参加者が内訳書の郵送を行う場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムの併用は認めない。

7 前項の場合において、電子入札者は、内訳書を入れ封印した封筒を別の封筒に入れ、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、電子入札システムにより、内訳書の代替として、資料を郵送する旨の表示、郵送する書類の目録、郵送する書面のページ数及び発送年月日を記載したファイルの送信を行うものとする。

8 入札関係職員及び入札参加者は、入札参加者から提出された内訳書へのウィルスの感染が判明し、入札関係職員からウィルスに感染している旨の連絡があった場合においては、その再提出の方法について協議するものとする。

9 入札関係職員は、入札期間が満了したとき、内訳書の内容を確認することができるものとする。

10 開札の日時において有効な内訳書を提出できていない入札参加者の行った入札は、その者を規則第 81 条第 6 号に掲げる者に該当する者として、無効な入札とする。

(開札)

第12条 開札の日時は、入札書提出締切予定日時の翌日を標準とするものとする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合においては、入札関係職員は、直ちに、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定するものとする。

(再入札)

第13条 入札により落札予定者がいない場合は、1 回に限り再入札を行うものとする。ただし、予定価格の事前公表を行った場合には再入札は行わないものとする。

2 再入札の通知は、入札関係職員が再入札通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

3 当初入札で無効又は失格の入札を行った者は、再入札に参加することができない。

4 再入札は第 10 条第 2 項から第 7 項に準じて行うものとする。

(落札決定通知)

第14条 落札決定の通知は、入札関係職員が落札決定通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(公開検証機能における公開基準)

第15条 電子入札システムの公開検証機能における情報の公開については、すべての入札参加者の情報の公開を原則とする。ただし、指名取消となった入札参加者の情報については、非公開とする。

(京都府入札情報公開システム上の取扱い)

第16条 京都府が設置する京都府入札情報公開システムにおける綾部市の入札情報の公開については、すべての電子入札における入札結果の公開を原則とする。

(入札参加者のＩＣカードの取扱い（代表者の権限の委任等）)

第17条 電子入札を利用することができるＩＣカードは、建設工事及び測量等業務委託について綾部市に入札参加申請をした代表者又は代表者から入札・見積及び契約権限について年間委任状（別記様式年間委任状）により委任を受けた受任者のＩＣカードに限る。

2 電子入札においては、復代理は認めない。

3 第1項の委任の期間は、入札参加資格の有効期限を限度とする。

4 入札参加者は、代表者若しくは受任者に変更が生じた場合には、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更を反映したＩＣカードを取得し、第3条第2項に定める手続を行わなければならない。

5 特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）における入札可能なＩＣカードは、特定ＪＶ又は経常ＪＶ（以下「ＪＶ」と総称する。）の代表者のＩＣカードとする。

6 特定ＪＶの応札に当たっては、入札及び見積に関するすべての事項の権限について、特定ＪＶの構成会社の代表者から特定ＪＶの代表者への個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。

7 ＪＶの入札に当たっては、契約権者がＪＶとして認識できるよう、入札参加申請書及び入札書にＪＶの名称を明記するものとする。

8 第2項の規定に関わらず、契約権者は、ＪＶの構成会社の入札・見積権限について、ＪＶの代表者から代表者の会社の支店長等への個別委任を認めることができる。

9 契約権者は、募集型競争入札における入札参加者について、当該入札参加申請書及び入札書の代表者又は受任者が入札権限を有するか否かを入札参加資格者名簿により確認する。

10 契約権者は、前項の確認の結果、当該代表者又は受任者が入札の権限を有しないと判断した場合には、入札参加者に適宜の方法でその旨を通知するものとする。この場合においては、次に掲げるときのほかは、当該案件への参加を認めないものとする。

(1) 入札の権限を有する代表者又は受任者のＩＣカードにより、再度参加申請等を行うとき。

(2) 入札の権限を有する代表者又は受任者のＩＣカードがない場合において、書面による入札（以下「紙入札」という。）参加を申請するとき。

11 入札参加者がＩＣカードを次の方法により不正に使用等した場合においては、契約権者は当該入札を無効な入札と判断する。

- (1) 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者又は受任者が変更となっているにも関わらず、変更前の代表者又は受任者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- (3) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- (4) その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用した場合
(書面による入札承諾の基準)

第18条 契約権者は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願（別記様式紙入札承諾願）が提出されたときは、次に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

- (1) ＩＣカードが電子証明書記載事項の変更等によりその効力を喪失した場合（以下「失効」という。）、暗証番号の誤入力によりその使用が停止された場合（以下「閉塞」という。）又は破損等により使用できなくなった場合でＩＣカード再発行の申請中であるとき、電子入札の導入を準備している場合で未だその準備が完了していないとき、インターネット通信環境が別に定める電子入札システムの推奨条件を満足しないときその他の入札参加者にやむを得ない事由があると認められるとき。

2 契約権者は、電子入札の手続開始後、入札締切日時までの間で、入札参加者から紙入札への変更を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

- (1) システム障害により締切日時内の手続完了が不可能と予測されるとき。
- (2) ＩＣカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなった等のやむを得ないと認められる事由により、電子入札の続行が不可能と判断され、かつ全体の入札手続に影響がないと認められるとき。

(紙入札者の電子入札における取扱い)

第19条 前条の規定により契約権者が紙入札での参加を承諾した入札参加者（以下「紙入札者」という。）は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。

2 紙入札者における各種締切日時は、契約権者への到着日時をもって判断し、電子入札の各種締切日時と同一とする。

3 紙入札者に対して、電子入札システムによる通知は行わない。

4 紙入札者は、入札書及び内訳書を提出するとき、入札書（別記様式入札書）に必要事項をすべて記入し、封筒に入れ、封印するとともに、内訳書を入札書とは別の封筒に入れ、封印し、二つの封筒を合封して提出しなければならない。この場合においては、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、提出方法の詳細について、入札関係職員の指示に従わなければならない。

5 前項の方法に不備のある入札書は無効とする。ただし、不備の内容がくじ入力番号の全部又は一部の誤脱又は不明のみである場合は、当該入札は有効とし、入札関係職員は、

当該紙入札者のくじ入力番号を００１として電子入札システムに登録する。

- 6 紙入札者における入札書提出日時は、入札関係職員が、開札前に、入札書に記載された入札金額等を電子入札システムに登録した日時とする。この場合において、電子入札システムに登録する順番は、契約権者への到着日時の順番とする。

附 則

- 1 この基準は、平成２３年５月２０日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成２６年５月１日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成２７年６月１日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成３０年１月３０日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和元年５月３１日から施行する。

(綾部市公共工事電子入札運用基準参考資料)

条	用語等	解説
第2条(1)	綾部市会計規則 第2条第9号	(9) 契約権者 市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
第2条(5)	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項	第2条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
第2条(6)	綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年綾部市規則第54号)第2条第2項第3号	(3) 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
第2条(7)	京都府が電子入札システムにおいて使用可能と認めた民間認証局	令和3年3月現在、以下の5認証局を使用可能と認めている。 ・ 日本電子認証㈱ ・ ㈱NTTネオメイト ・ 三菱電機インフォメーションネットワーク㈱ ・ ㈱帝国データバンク ・ 東北インフォメーションシステムズ㈱
第10条3	入札の辞退	電子入札システムへの入札辞退届の登録又は入札辞退届(別記様式辞退届)の提出により行うこと。なお、入札事務関係職員が必要があると認めて指示をした場合は、具体的理由を記載した入札辞退届を提出すること。
第17条6	委任状	電子入札での応札手続きに限り、協定書に使用した印鑑で押印された委任状をスキャンしたデータファイルを含める。なお、落札後の契約手続き又は契約権者が求め

		るときには正本を提出すること。
--	--	-----------------

入 札 参 加 申 請 取 下 届

工事番号 -----

工 事 名 -----

場 所 -----

令和 年 月 日付けで申請した上記工事の入札参加申請については、次の理由により申請を取り下げます。

理 由

令和 年 月 日

住 所

氏 名 ㊞

綾 部 市 長 様

入 札 参 加 申 請 取 下 届

業務番号 -----

業 務 名 -----

場 所 -----

令和 年 月 日付けで申請した上記業務の入札参加申請については、次の理由により申請を取り下げます。

理 由

令和 年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

綾 部 市 長 様

入 札 辞 退 届

工事番号

工 事 名

場 所

この度、上記工事の指名を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理 由
.....
.....
.....
.....

令和 年 月 日

住 所

氏 名 Ⓜ

綾 部 市 長 様

入 札 辞 退 届

業務番号

業 務 名

場 所

この度、上記業務の指名を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理 由
.....
.....
.....
.....

令和 年 月 日

住 所

氏 名 Ⓔ

綾 部 市 長 様

(別記様式年間委任状A)

年 間 委 任 状

私は、

印

をもって代理人と定め、綾部市が発注する工事に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項

1

工事の入札に関する権限

2

契約の締結及びその変更解除に関する権限

3

入札保証金の納付及び受領に関する権限

4

契約保証金の納付及び受領に関する権限

5

前払金、部分払代金、その他請負代金等の請求及び受領に関する権限

6

工事の入札に関して復代理人を選任する権限

7

共同企業体に関する権限

委任期間

令和

年

月

日から

令和

年

月

日まで

令和

年

月

日

住 所

委任者

印

注 代理人の所属する支店及び営業所の名称、その所在地、職名、氏名、電話番号等を記載してください。

本 社	代 理 人	
(商号又は名称)	(支店及び営業所の名称)	
(代表者氏名)	(代理人職名及び氏名)	(電話番号)
(整理番号)	(支店及び営業所の所在地) (郵便番号)	

(別記様式年間委任状B)

年 間 委 任 状

私は、

印

をもって代理人と定め、綾部市が発注する業務委託に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項

1 業務委託の入札に関する権限

2 契約の締結及びその変更解除に関する権限

3 入札保証金の納付及び受領に関する権限

4 契約保証金の納付及び受領に関する権限

5 前払金、部分払代金、その他委託代金等の請求及び受領に関する権限

6 業務委託の入札に関して復代理人を選任する権限

7 共同企業体に関する権限

委任期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

住 所

委任者

印

注 代理人の所属する支店及び営業所の名称、その所在地、職名、氏名、電話番号等を記載してください。

本 社	代 理 人	
(商号又は名称)	(支店及び営業所の名称)	
(代表者氏名)	(代理人職名及び氏名)	(電話番号)
(整理番号)	(支店及び営業所の所在地) (郵便番号)	

(別記様式紙入札承諾願A)

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

(別記様式紙入札承諾願B)

紙入札方式参加承諾願

- 1 業務番号
- 2 業 務 名
- 3 場 所

2 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

(別記様式入札書A)

入 札 書

金 額	
工 事 番 号	第 号
工 事 名	
場 所	
くじ入力番号	（3桁の数字を記入のこと。）
上記のとおり工事設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し 入札の諸条件を承諾の上、入札いたします。 令和 年 月 日 綾 部 市 長 様 住 所 氏 名 印	

備考 入札書は封書に入れて表面に「入札書」、案件名、住所氏名を記載し封印をすること。

(別記様式入札書B)

入 札 書

金 額	
業 務 番 号	第 号
業 務 名	
場 所	
くじ入力番号	（3桁の数字を記入のこと。）
上記のとおり委託設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し 入札の諸条件を承諾の上、入札いたします。 令和 年 月 日 綾 部 市 長 様 住 所 氏 名 印	

備考 入札書は封書に入れて表面に「入札書」、案件名、住所氏名を記載し封印をすること。

綾部市工事等競争入札心得

(目的)

第1条 綾部市が発注する建設工事及び測量等業務委託の一般競争入札、公募型指名競争入札及び通常指名競争入札（以下「入札」と総称する。）を行う場合並びに京都府が設置する京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して入札を行う場合（以下「電子入札」という。）における取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号。以下「規則」という。）、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）、綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号。以下「排除措置要綱」という。）、綾部市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）、綾部市公共工事に係る前金払事務取扱要領（以下「前金払事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(電子入札対象案件)

第2条 電子入札の対象案件は、入札公告又は入札通知書において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、個別案件の受付を行う前に、電子入札システムに電子入札参加に必要な電子入札参加者の情報の登録（以下「利用者登録」という。）をしなければならない。

2 電子入札システムの利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

(入札参加資格等)

第4条 入札参加者（紙入札方式のみで行われる入札（以下「通常入札」という。）に参加しようとする者、電子入札参加者及び電子入札において発注者の承諾を得て紙入札により入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）をいう。以下同じ。）のうち一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す入札参加資格申請書を提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 入札参加者のうち公募型指名競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す入札参加申請書を提出して、指名のための選考を受けなければならない。

3 入札には、第1項の場合については入札参加資格確認通知を受けた者、前項の場合については入札通知を受けた者でなければ参加することができない。

(入札保証金)

第5条 入札保証金は、規則第77条第1項第2号及び第3号により免除する。

(入札を行うことができる者)

第6条 入札を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 入札参加者又はその代表者

(2) 年間委任状により契約等の権限を入札参加者から委任された支店長等（以下「支店長等」という。）

(3) 当該入札に関する権限を入札参加者又は支店長等から委任された者

2 前項の規定に関わらず、電子入札に利用できるＩＣカード（運用基準第２条第１項第７号に規定する「ＩＣカード」をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者のＩＣカードとする。

(1) 入札参加者又はその代表者

(2) 支店長等

3 代理人が入札しようとするときは、委任状（別記様式委任状）を提出しなければならない。

4 入札参加者は、令第１６７条の４第２項の規定に該当する者を代理人とすることができない。

5 入札参加者（その代表者及び代理人を含む。以下この条において同じ。）は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、当該入札について他の入札参加者のＩＣカードを使用して入札することはできない。

（入札等）

第７条 前条第１項に掲げる者（以下「入札者」という。）は、入札に当たっては、入札関係職員の指示に従わなければならない。

2 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準、前金払事務取扱要領等を熟覧の上、入札しなければならない。

3 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準、前金払事務取扱要領、電子入札システムの運用等について疑義があるときは、入札公告や入札通知書で別途明示されている場合を除き、閲覧日から起算して５日目（５日目が閉庁日の場合は次の開庁日）の正午までに、質疑事項を質疑書（別記様式質疑書）により提出しなければならない。回答は質疑回答書により行い、入札公告や入札通知書で別途明示されている場合を除き、質疑締切日から起算して３日以内（３日目が閉庁日の場合は次の開庁日）に京都府入札情報公開システムでの公開を原則とし、通常入札においては、ファックス等で送付する。なお、回答文書は設計図書類に追加された事項であり、回答文書に疑義があるときは直ちに申し出なければならない。

4 入札者は、通常入札の場合については、入札に際し、入札参加資格確認通知書又は入札通知書及び入札書記載金額の工事費内訳書（委託費内訳書を含む。以下「内訳書」という。）を必ず持参し、これらを提示しなければならない。ただし、必要と認められる場合においては、内訳書の提出を求めることがある。

5 入札者は、通常入札の場合については入札用封筒に入れた入札書（別記様式入札書）を入札箱に投函し、電子入札の場合については電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、内訳書とともに入札書の電子提出（運用基準第２条第１項第３号に規定する「提出」をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

- 6 郵送による入札は、入札条件に明示した場合に限り、これを行うことができる。
- 7 入札者は、いったん入札書を入札箱に投函し、若しくは電子提出をし、又は前項で定めるところにより郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- 8 入札については、特別に定めがある場合を除き、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100を入札書に記載するものとする。
- 9 通常入札の場合においては、入札者以外の者は、入札場に立ち入ることができない。
(入札参加資格等の取り消し)

第8条 入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに申し出なければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者となったとき。
 - (2) 破産の宣告を受けたとき。
 - (3) 申請した区分又は種類等に必要な許可・登録等を失ったとき。
- 2 前項に該当した者に対して行った入札通知や入札参加資格確認通知は取り消すとともに、入札参加資格者の登録を取り消します。
- 3 入札参加者が綾部市の指名停止措置や排除措置要綱に基づく除外措置を受けたときは、入札通知や入札参加資格確認通知を受けた案件であっても、当該入札への参加資格はこれを取り消します。

(入札の辞退)

第9条 通常指名競争入札で入札通知を受けた者が入札を希望しない場合又は入札に参加できない事情がある場合においては、通常入札については入札箱に入札書を投函するまでに、電子入札については入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。

- 2 前項の規定により、入札を辞退しようとする者は、入札辞退届（別記様式辞退届）を契約権者に直接持参し、又は入札日の前日までに到達するように郵送して申し出なければならない。ただし、電子入札参加者は、電子入札システムへの入札辞退届の登録をもって代えることができる。

なお、急を要する理由により入札に参加できない場合は電話等により連絡することとし、速やかに入札辞退届を提出するものとする。

- 3 電子入札において、発注者が必要があると認めて指示をした場合、前項の規定により、入札の辞退を申し出た者は、具体的理由を記載した入札辞退届（別記様式辞退届）を契約権者に直接持参し、又は郵送しなければならない。
- 4 一般競争入札又は公募型指名競争入札（以下「募集型競争入札」という。）で参加申請等を行った者が入札参加資格確認通知又は入札通知（以下「資格確認通知等」という。）前に、当該申請等を取り下げる場合は、入札参加申請取下届（別記様式取下届）を契約権者に直接持参して申し出なければならない。資格確認通知等を受けた後に辞退すべき事由が生じたときは、入札辞退届（別記様式辞退届）を契約権者に直接持参して申し出

なければならない。

- 5 募集型競争入札で資格確認通知等を受けた者が正当な理由なく入札を辞退した場合においては、綾部市の指名停止措置を行うことがある。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、資格確認通知等を受理して以降入札までの間、入札の公平性、透明性を損なわない事項で、業務実施上、特に必要があると発注者が認める場合を除き、発注者側の職員に対して面談等を行ってはならず、これに抵触する場合には、次条に定める措置を講じるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為として、公正取引委員会に通知することがある。
- 5 入札参加者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。
- 6 通常入札において、入札参加者が入札関係職員の指示に従わないおそれがあると認められるとき、入札に関し不正もしくは妨害の行為をするおそれがあると認められるとき、又はこれらの行為をしたときは、当該入札者に対し入札場への入場を拒み又は入札場からの退場を命じることがある。
- 7 通常入札においては、入札場内での携帯電話の使用を禁止する。携帯電話を持ち込む場合は電源を切らなければならない。また、私語等の行為はこれを禁止する。

(入札の中止等)

第11条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

- 2 災害その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- 3 通常入札において入札参加者が 1 人の場合は入札を中止する。再度入札にあつては、入札参加者が 2 人以下となったとき中止する。

(無効の入札)

第12条 次の各号の一に該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格（第 4 条第 1 項で確認した資格又は指名競争入札参加資格をいう。）のない者
- (2) 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人の IC カードを使用している入札を含む。）をした者
- (3) 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
- (4) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用し

て入札に参加した者

- (5) その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者
 - (6) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者
 - (7) 金額を訂正した入札書又は金額が特定できない入札書で入札した者
 - (8) 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書で入札した者
 - (9) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
 - (10) 開札までに有効な内訳書を提示又は提出しない者
 - (11) 他人の名称又は他の商号が記載された内訳書を提示又は提出した者
 - (12) 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者
 - (13) 再度入札において、前回の最低入札額以上の価格で入札した者
 - (14) その他入札に関する指定事項や条件に違反した者
- （入札の失格）

第13条 次の各号の一に該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格が設定されている案件において、最低制限価格未満の価格で入札した者
 - (2) 予定価格が事前に公表されている案件において、予定価格を超える価格で入札した者
 - (3) 通常入札における入札日時又は電子入札における開札日時までに、第9条で規定する入札の辞退に係る手続を行わない者
- （入札書等の取扱い）

第14条 提出された入札書（電子入札システムによるものを含む。）は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（入札の回数）

第15条 入札の回数は2回までとする。ただし、予定価格の事前公表を行った場合は1回とする。

（落札者の決定）

第16条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該入札金額の明細を調査し、その結果及び自己の意見を記載した書面を市長に提出し、市長の承認を得て予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる。

- 2 最低の入札価格によっては公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認めるときは、市長の承認を得て次順位者を落札者とすることができる。
- 3 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の

入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価入札者の落札決定)

第17条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、通常入札の場合については当該入札者にくじを引かせ、電子入札の場合については電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を定めるものとする。

2 前項の場合(通常入札の場合に限る。)において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 電子入札の場合については、第1項のくじ番号を入力していない入札書は無効とする。ただし、紙入札者の入札書にくじ入力番号が記載されていない場合においては、運用基準第19条第5項の定めるところにより、当該入札者のくじ入力番号を001とする。

(保留)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合で、直ちに落札決定をすることが不適切又は困難と判断したときは、落札決定を保留する。

(1) 談合情報等があること又は提出された内訳書の調査結果等により、入札参加者が連合し、不穏の行動をなす等公正な入札を執行することができないおそれがあり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為の有無等について調査等を要すると判断されるとき。

(2) その他入札執行中に通常予想することができない事象等が発生し、規則等の規定によっても即時に対処できない等の状況があるとき。

(契約保証金等)

第19条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、規則第98条第2項に規定された額の契約保証金を納めるか、同条第3項に規定する担保の提供をもって契約保証金に代えなければならない。ただし、300万円以上の工事請負契約以外の案件については、契約保証金を免除する。

2 契約保証金は、契約目的物の引渡し等、契約の履行が確認されたとき、これを還付する。

(契約書等の提出)

第20条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書の案に記名押印し、落札決定通知書に明示した日までに、これを契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。ただし、指定期日までに契約書を提出することのできない相当の事由がある場合において、あらかじめ契約権者の承認を得たときは、その指定期日経過後3日を限度として、期間の延長を認めることができる。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準じる書面を契約権者に提出しなければならない。

4 落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

(議会の議決を要する契約)

第21条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年綾部市条例第 44 号）の規定により、予定価格 1 億 5 千万円以上の建設工事に関する契約については、綾部市議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立する。

2 前項を適用する契約において、第 19 条第 1 項の規定については、同条中、「契約書の案の提出と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。

3 第 1 項の仮契約の当事者が、入札日の翌日から綾部市議会の議決を得る日までに本市の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

4 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、本市は一切の責任を負わないものとする。

（前払金及び中間前払金）

第22条 300 万円以上の工事請負契約においては、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証を条件として、前払金を請求することができる。

2 前払金の額は、特別に定めがある場合を除き、請負金額のうち当該年度の出来高見込額につき 100 分の 40 を乗じて計算した金額で 10 万円単位とする。

3 第 1 項の規定により前払金の支払いを受けた後、中間前金払に係る認定を受け保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結したときは、中間前払金を請求することができる。ただし、中間前払金の請求までに次条で規定する部分払を受けている場合は中間前払金を請求することができないものとする。

4 中間前払金の額は、請負金額のうち当該年度の出来高見込額につき 100 分の 20 を乗じて計算した金額で 10 万円単位とし、かつ、第 2 項の前払金を加えた金額の割合が請負金額のうち当該年度の出来高見込額につき 100 分の 60 を超えないものとする。

（部分払）

第23条 特別に定めのある場合を除き、2,000 万円以上の工事請負契約で工事期間が 150 日以上の場合については、部分払をすることができる。ただし、当該年度の出来高見込額が 5 割以上となったときに限る。

2 部分払の額は、特別に定めのある場合を除き、給付の既済部分に対する代価の 10 分の 9 以内とする。

3 部分払をする契約において、既に前払金及び中間前払金があったときは、支払うべき部分払の金額より前払金及び中間前払金を控除した額をもって部分払の支払額とする。

4 部分払のできる契約において、前条第 3 項に規定する中間前払金の請求を行なった場合は、部分払の請求をすることができないものとする。ただし、債務負担行為に係る契約や繰越に係る契約については、この限りでない。

（異議の申立）

第24条 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、入札公告、入札説明書、入札通知書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第25条 契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならない。
契約代金の受領委任等実態上の担保と見なせるものについても同様とする。

- 2 工事においては、建設業退職金共済制度に係る費用を諸経費に含んでいる。300 万円以上の工事請負契約については、契約締結後 1 箇月以内に「掛金収納書」を提出するものとする。

(補則)

第26条 この心得は、随意契約について準用する。

- 2 この心得に定めのない事項については、入札公告、入札通知書、落札決定通知書、その他入札条件を示した書面等に定めるところによる。

附 則

- 1 この心得は、平成 23 年 1 月 1 日以降に入札等を行うものから適用する。
- 2 この心得で明示している各種様式については、平成 23 年 4 月 1 日より完全使用することとし、それまでの間は旧様式の使用も認める。
- 3 平成 19 年 11 月 1 日制定の「綾部市入札心得（改正版）」は廃止する。

附 則

- 1 この心得は、平成 23 年 4 月 1 日以降に入札等を行うものから適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入札等を行うものから適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札等を行うものから適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 27 年 6 月 1 日以降に入札等を行うものから適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札等を行うものから適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札等を行うものから適用する。

附 則

- 1 この心得は、令和元年 10 月 1 日以降に入札等を行うものから適用する。

(別記様式委任状 A)

委任状

綾 部 市 長 様

私は_____⑩をもって代理人と定め、綾部市が発注する
工事にかかる下記の権限を委任します。

記

委任事項 工事入札に関する権限

工事番号

工 事 名

場所

委任期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとする。

令和 年 月 日

委 任 者 住 所
 氏 名

受任者 住所
氏 名

(別記様式委任状B)

委任状

綾 部 市 長 様

私は_____⑩をもって代理人と定め、綾部市が発注する業務委託にかかる下記の権限を委任します。

記

委任事項 業務委託入札に関する権限

業務番号 _____

業 務 名

場所	
----	--

委任期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとする。

令和 年 月 日

委任者 住所
氏 名

受任者 住所
氏 名

(別記様式入札書A)

入 札 書

金 額	
工 事 番 号	第 号
工 事 名	
場 所	
くじ入力番号	（3桁の数字を記入のこと。）
上記のとおり工事設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し 入札の諸条件を承諾の上、入札いたします。 令和 年 月 日 綾 部 市 長 様 住 所 氏 名 印	

備考 入札書は封書に入れて表面に「入札書」、案件名、住所氏名を記載し封印をすること。

(別記様式入札書B)

入 札 書

金 額	
業 務 番 号	第 号
業 務 名	
場 所	
くじ入力番号	（3桁の数字を記入のこと。）
上記のとおり委託設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し 入札の諸条件を承諾の上、入札いたします。 令和 年 月 日 綾 部 市 長 様 住 所 氏 名 印	

備考 入札書は封書に入れて表面に「入札書」、案件名、住所氏名を記載し封印をすること。

入 札 辞 退 届

工事番号

工 事 名

場 所

この度、上記工事の指名を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理 由
.....
.....
.....
.....

令和 年 月 日

住 所

氏 名 Ⓔ

綾 部 市 長 様

入 札 辞 退 届

業務番号

業 務 名

場 所

この度、上記業務の指名を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理 由
.....
.....
.....
.....

令和 年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

綾 部 市 長 様

入 札 参 加 申 請 取 下 届

工事番号 -----

工 事 名 -----

場 所 -----

令和 年 月 日付けで申請した上記工事の入札参加申請については、次の理由により申請を取り下げます。

理 由

令和 年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

綾 部 市 長 様

入 札 参 加 申 請 取 下 届

業務番号 -----

業 務 名 -----

場 所 -----

令和 年 月 日付けで申請した上記業務の入札参加申請については、次の理由により申請を取り下げます。

理 由

令和 年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

綾 部 市 長 様